

多摩市長が定める多摩市犯罪のない安全なまちづくり条例施行規則

多摩市犯罪のない安全なまちづくり条例施行規則（平成20年多摩市規則第72号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 防犯カメラの取扱い（第3条—第20条）

第3章 多摩市安全安心まちづくり推進協議会（第21条—第28条）

第4章 雑則（第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、多摩市犯罪のない安全なまちづくり条例（平成20年多摩市条例第27号。以下「条例」という。）の施行について、多摩市長（以下「市長」という。）が行う事務について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 公共施設 多摩市が設置する施設（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にその管理を行わせるものを含み、民間の団体及び個人と共同して管理するものを除く。）で、多摩市教育委員会が定める多摩市犯罪のない安全なまちづくり条例施行規則（平成25年多摩市教育委員会規則第1号）第2条第2項第1号に規定する教育施設を除くものをいう。

（2） 地域団体 次に掲げる地域の団体等で構成するものであって、市長から防犯カメラの設置費用の全部又は一部について、補助金、負担金等により支援を受けるものをいう。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

イ 法第260条の2第1項に規定する地縁による団体

ウ ア及びイに準ずる団体

エ その他市長が防犯カメラの設置を認めた団体

（3） 映像データ 防犯カメラの映像表示装置に表示され、又は録画装置に記録された画像のデータであって、当該データから個人が識別されうる方法で撮影されたものをいう。

第2章 防犯カメラの取扱い

（権利保護）

第3条 市長及び公共施設又は公共の場に防犯カメラを設置する地域団体（以下「防犯カメラ設置者」という。）は、法令及び多摩市個人情報保護条例（平成11年多摩市条例第1号。以下「個人情報保護条例」という。）を遵守し、防犯カメラの設置及び運用により個人情報に係る市民の基本的な権利を侵害することがないように適切な措置を講じなければならない。

（審議会への諮問）

第4条 市長は、公共施設又は公共の場に防犯カメラ（画像を記録する機能を有するものに限る。）を設置しようとするときは、第6条第1項の申請前に、個人情報保護条例第8条第2項第8号の規定により、個人情報保護条例第29条に規定する多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、同意を得なければならない。

（指定管理者への委任）

第5条 市長は、公共施設における防犯カメラの管理及び運用に関する事務を、当該公共施設の指定管理者に行わせることができる。

2 市長は、前項の規定により公共施設における防犯カメラの管理及び運用に関する事務を指定管理者に

行わせるときは、この規則に定める責務を当該指定管理者に遵守させなければならない。

(設置及び管理運用基準)

第6条 防犯カメラ設置者は、防犯カメラを設置するときは、多摩市防犯カメラの設置及び管理運用に関する基準(第1号様式。以下「管理運用基準」という。)を定め、当該防犯カメラを設置しようとする日の90日前までに、多摩市防犯カメラの設置及び管理運用基準承認申請書(第2号様式)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請を受けたときは、条例第12条第1項に規定する多摩市安全安心まちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)の意見を求めなければならない。

3 市長は、前項の規定による協議会の意見を踏まえ、防犯カメラ設置者から承認申請を受けた管理運用基準の内容について審査し、適切であると認めるときは、多摩市防犯カメラ設置及び管理運用基準承認通知書(第3号様式)により、適切でないときとは多摩市防犯カメラ設置及び管理運用基準不承認通知書(第4号様式)により、申請者に対して通知するものとする。

4 防犯カメラ設置者は、管理運用基準の内容を変更する場合は、変更しようとする日の90日前までに、多摩市防犯カメラ管理運用基準変更届(第5号様式)により、市長に届け出なければならない。

(管理責任者等の設置)

第7条 防犯カメラ設置者は、防犯カメラの適正な管理及び運用を図るため、防犯カメラの管理責任者及び防犯カメラ取扱者を置かななければならない。

2 市長が設置する管理責任者は、防犯カメラを設置する公共施設又は公共の場を所管する課(多摩市組織規則(昭和46年多摩市規則第19号)第4条第1項に規定する課及び別表第2に掲げる機関(課に属する機関を除く。))の長(多摩市役所本庁舎の会計課に設置する防犯カメラについては、会計管理者の補助組織設置規則(昭和39年多摩市規則第4号)第1条第2項に規定する課長)をもってこれに充てる。

3 市長が設置する防犯カメラ取扱者は、所属職員(当該施設の管理等を指定管理者が行う場合は、指定管理者の職員を含む。)のうちから、管理責任者が指定する。

4 市長は、第5条第1項の規定により公共施設における防犯カメラの管理及び運用に関する事務を指定管理者に行わせるときは、指定管理者の職員をもって管理責任者又は防犯カメラ取扱者に充てることができる。

(防犯カメラ設置者等の責務)

第8条 防犯カメラ設置者、管理責任者及び防犯カメラ取扱者(以下「防犯カメラ設置者等」という。)は、映像データから知り得た市民の情報を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 管理責任者は、防犯カメラを管理及び運用するときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 防犯カメラの撮影対象区域を設置目的の達成に必要な最小限の範囲とすること。

(2) 防犯カメラ撮影対象区域内の見やすい場所に防犯カメラの設置団体名及び防犯カメラを設置している旨を表示すること。

(3) 映像表示装置、録画装置等の保管場所については、管理責任者の許可を得た者以外の立入りができないようにする等の措置を講じ、映像データの外部漏えい等を防止すること。

(4) 防犯カメラによる撮影及び記録は、原則として連続稼働させること。

3 管理責任者は、防犯カメラの運用に関する業務を外部へ委託する場合には、この規則に定める責務を当該業務の委託を受ける者に遵守させなければならない。

4 防犯カメラ取扱者は、管理責任者の指示に従い、防犯カメラの適正な運用を図らなければならない。

(映像データの管理・保管方法)

第9条 管理責任者は、映像データを保管する場合には、施錠のできる保管庫等に保管する等、映像データの流出、漏えい、盗難、紛失等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 映像データは、撮影時の原状により保管するものとし、編集又は加工をしてはならない。

3 映像データの保管期間は原則として7日以内とし、管理責任者は、保管期間が経過した後は、速やかに映像データを消去しなければならない。

4 管理責任者は、記録媒体を廃棄するときは、粉碎、溶解その他の適切な方法を用いることにより、記

録媒体からの映像データの再生ができない状態にしなければならない。

- 5 管理責任者は、映像データの流出若しくは漏えい又は記録媒体の盗難若しくは紛失があった場合は、速やかにこれを市長に報告しなければならない。

(情報提供の制限)

第10条 管理責任者は、次に掲げる場合を除き、映像データ及び映像データに係る情報（以下「映像等情報」という。）を目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

- (1) 映像データから識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意がある場合
 - (2) 法令等に定めがある場合
 - (3) 市民の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない理由がある場合
- 2 前項各号に掲げる場合において、第7条第2項に規定する管理責任者が、映像等情報を目的外に利用し、又は市長以外の第三者に提供するときは、個人情報保護条例及び当該提供の目的に照らし必要かつ最小限の範囲にとどめなければならない。
 - 3 前項の場合において、管理責任者は、当該映像等情報を提供する相手方に対し、次に掲げる事項を遵守する旨を記載した文書を提出させなければならない。
 - (1) この規則に基づき、映像等情報を適正に管理すること。
 - (2) 映像等情報の提供を受けた目的以外への利用及び映像等情報の第三者への無断提供をしないこと。
 - (3) 映像等情報の提供を受けた目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに記録媒体を返却すること。

(映像データの情報提供の申請)

第11条 前条第1項各号のいずれかに該当し、映像等情報について、目的外に利用し、又は提供を受けようとする者は、多摩市防犯カメラ映像データ提供申請書（第6号様式）により、管理責任者に申請しなければならない。

- 2 前項の規定により申請を受けた管理責任者は、管理運用基準の定めるところにより、目的外利用又は第三者への提供の可否を決定し、多摩市防犯カメラ映像データ提供承認・不承認通知書（第7号様式）により申請者に通知しなければならない。
- 3 管理責任者は、目的外利用又は第三者への提供の可否を決定したときは、多摩市防犯カメラ映像データ目的外利用・第三者提供決定報告書（第8号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。

(開示請求)

第12条 管理責任者は、本人から自己の映像データについての開示請求があったときは、管理運用基準の定めるところにより、その可否を決定しなければならない。

- 2 防犯カメラ映像データの開示を受けようとする者は、多摩市防犯カメラ映像データ提供申請書により、管理責任者に申請しなければならない。
- 3 管理責任者は、前項の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、映像データの開示の可否を決定し、多摩市防犯カメラ映像データ提供承認・不承認通知書により申請者に通知しなければならない。
- 4 管理責任者は、前項の規定により映像データの開示又は非開示を決定したときは、多摩市防犯カメラ映像データ開示・非開示決定報告書（第9号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。

(防犯カメラ設置者等への意見の申出)

第13条 市民は、防犯カメラの設置、管理及び運用について、防犯カメラ設置者に対して多摩市防犯カメラ設置等意見申出書（第10号様式。以下「申出書」という。）により意見を申し出ることができる。

- 2 防犯カメラ設置者は、前項の規定により市民から意見の申出を受けたときは、必要に応じて適切な措置を講じなければならない。
- 3 防犯カメラ設置者は、第1項の規定による意見の申出を受けたときは、多摩市防犯カメラ設置等意見処理記録簿（第11号様式。以下「記録簿」という。）に記録し、速やかに意見の内容を審査し、その結果を多摩市防犯カメラ設置等意見処理結果通知書（第12号様式。以下「結果通知書」という。）により、当該意見の申出を行った市民に通知しなければならない。

(市長への意見の申出)

第14条 地域団体が設置した防犯カメラについて、前条第1項の規定により意見の申出を行った市民は、当該防犯カメラ設置者が適切な措置を講じなかったときは、申出書により市長に対して意見を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による意見の申出を受けたときは、記録簿に記録し、速やかに意見の内容を審査し、その結果を結果通知書により、当該意見の申出を行った市民に通知しなければならない。

(指導又は勧告)

第15条 市長は、第6条から第10条まで及び第13条のいずれかの規定に違反した地域団体(以下「違反者」という。)に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の指導又は勧告をすることができる。

2 前項に規定する指導又は勧告は、多摩市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する指導又は勧告書(第13号様式)により行うものとする。

3 市長は、第1項に規定する指導又は勧告をしたときは、協議会に報告するものとする。

(公表)

第16条 市長は、違反者が前条第1項に規定する勧告に係る措置をとらなかったときは、当該違反者に意見を述べる機会を与えた上で、その事実を多摩市防犯カメラに係る違反事実公表書(第14号様式)により公表することができる。

2 市長は、前項の規定により違反の事実を公表したときは、協議会に報告するものとする。

(質問又は報告)

第17条 市長は、第15条第1項に規定する指導若しくは勧告又は前条第1項の規定による違反事実の公表を行うときは、必要に応じ、職員をして関係人に質問させ、又は関係人から報告を求めることができる。

(運用状況の公表)

第18条 市長は、毎年1回以上、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 第6条第1項の規定による申請及び同条第4項の規定による届出の状況

(2) 第14条第1項の規定による意見の申出の状況

(3) 第15条第1項の指導又は勧告の状況

(4) 前条の規定による質問又は報告の状況

(廃止届)

第19条 防犯カメラ設置者は、防犯カメラを廃止しようとするときは、多摩市防犯カメラ廃止届(第15号様式)により市長に届け出なければならない。

(市長が設置する防犯カメラに係る映像データの取扱い等)

第20条 市長が設置する防犯カメラの映像データに係る個人情報の保護、目的外利用、第三者への提供、開示請求等については、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項及び第2項並びに第12条第1項から第3項までの規定にかかわらず、個人情報保護条例に定めるところによる。

2 市による防犯カメラの設置及び利用については、この規則に定めるもののほか、個人情報保護条例に定めるところによる。

第3章 多摩市安全安心まちづくり推進協議会

(所掌事務)

第21条 協議会は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。

(1) 安全で安心してくらすことができるまちづくりの施策に関すること。

(2) 安全で安心してくらすことができるまちづくりのための自主的な防犯活動に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、安全で安心してくらすことができるまちづくりの推進に関すること。

2 協議会は、市長から諮問を受けたときは、速やかに答申しなければならない。

3 協議会は、第1項各号に掲げる事項について検討及び協議を行い、市長に提言することができる。

(協議会の構成)

第22条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する者(以下「委員」という。)16人以内をもって構成する。

(1) 学識経験者 2人以内

- (2) 地域活動団体等からの推薦を受けた者 6人以内
 - (3) 関係行政機関の職員 4人以内
 - (4) 市内に住所を有する20歳以上の公募市民 4人以内
- (任期)

第23条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第24条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 協議会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(関係者の出席)

第26条 委員長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第27条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

(庶務)

第28条 協議会の庶務は、総務部防災安全課において処理する。

第4章 雑則

(補則)

第29条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に防犯カメラを設置しているものについての第6条の適用に当たっては、同条第1項中「防犯カメラを設置するときは」とあるのは「現に防犯カメラを設置しているときは」と、「当該防犯カメラを設置しようとする日の90日前までに」とあるのは「速やかに」と、「多摩市防犯カメラの設置及び管理運用基準承認申請書（第2号様式）により市長に申請」とあるのは「多摩市防犯カメラの設置及び管理運用基準報告書（第16号様式）により市長に報告」と、同条第2項中「申請」とあるのは「報告」と、同条第3項中「承認申請」とあるのは「報告」と、「審査」とあるのは「確認」と、「適切であると認めるときは、多摩市防犯カメラ設置及び管理運用基準承認通知書（第3号様式）により、適切でないときは多摩市防犯カメラ設置及び管理運用基準不承認通知書（第4号様式）により、申請者に対して通知するものとする」とあるのは「適切でないときは、これを指導する」と読み替えるものとする。

第1号様式（第6条関係）

第2号様式（第6条関係）

第3号様式（第6条関係）

第4号様式（第6条関係）

- 第5号様式 (第6条関係)
- 第6号様式 (第11条、第12条関係)
- 第7号様式 (第11条、第12条関係)
- 第8号様式 (第11条関係)
- 第9号様式 (第12条関係)
- 第10号様式 (第13条、第14条関係)
- 第11号様式 (第13条、第14条関係)
- 第12号様式 (第13条、第14条関係)
- 第13号様式 (第15条関係)
- 第14号様式 (第16条関係)
- 第15号様式 (第19条関係)
- 第16号様式 (附則第2項関係)